附則第三十四条第二項の表第十八項の項及び第十九項の項を削る。

附則第四十八条第二項中「第六十八条の四十七の規定」を「第六十八条の四十七（第八項（第四号に係る部分に限る。）、第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第一項	第五十六条第一項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に

附則第四十八条第二項の表第一項の項の次に次のように加える。

第一項第一号	第五十六条第一項第一号、適格現物出資又は適格事後設立	旧効力措置法第五十六条第一項第一号又は適格現物出資

附則第四十八条第二項の表第三項から第六項までの項中「第三項から第六項まで」を「第一項第二号及び第三項から第五項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第五十六条第一項、適格現物出資又は適格事後設立	旧効力措置法第五十六条第一項又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第六項第二号イ	合併又は分割型分割	合併
	合併にあつてはその以下この条	合併にあつては、その第十二項
	合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る	合併に限る
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第六項第三号	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日
第十項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資
	、被現物出資法人又は被事後設立法人	又は被現物出資法人
第十一項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資

附則第四十八条第二項の表第十三項の項を次のように改める。

第十三項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項
	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	適格分割により

附則第四十八条第二項の表第十七項の項及び第十八項の項を削り、同条第八項第三号中「連結子法人の解散にあってはその解散の日」を「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十七条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第百七条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項

附則第百三十三条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七条第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項